**令和６年度　商店街店舗魅力向上支援事業<観光コンテンツ化型>　　実施商店街選定基準**

**１．本選定基準について**

大阪府商店街店舗魅力向上支援事業<観光コンテンツ化型>を迅速かつ効果的に実施するため、本事業の事務局仕様書（令和６年４月１日付け商業第１００３号）別記２に基づき、実施商店街選定基準を定める。

**２．選定基準**

以下のすべてを満たす大阪府内の商店街等組織（注）であること。

ただし、令和５年度に観光コンテンツ化支援またはモデル創出支援に選定された商店街等組織は申請できないものとする。

（1）別途募集中の「令和6年度商店街店舗魅力向上支援事業＜魅力発信型＞」　に申請していること。

（2）以下のすべてを満たすこと。

　①　＜観光コンテンツ化のポテンシャル要件＞

ア 商店街や周辺エリアにおいて、集客店舗・施設（当該店舗・施設を目的に国内外から来客するような店舗・施設）を有すること

イ 商店街や周辺エリアにおいて、観光・文化・サブカルチャーなどの観光資源を有すること

② ＜事業実績・実施体制・組織要件＞

ア 商店街の自主財源で観光・消費促進事業に取り組むなど、観光・消費需要の取り込みをはかるため、商店街が観光拠点になり、観光・消費を促進するような自主的な取組みの実績を有すること

　　　　イ 本事業遂行のための組織的人員体制を商店街等組織内において整備することができること

③ ＜市町村等との連携要件＞

　　　　商店街等組織が取り組む本事業に対して、市町村等との連携が得られること

（申請時には地方公共団体が作成する「支援計画書」を提出すること）

　④　＜本事業趣旨との整合性＞

　　　　本事業の趣旨と合致し、整合性がとれていること。

　　　　※本事業は、応募要領の１に記載の本事業趣旨から、観光コンテンツ化商店街を観光拠点地化し、周辺を

回遊することで、府域全体の観光・消費の促進を目標としている。

⑤　＜申請内容＞

申請内容が、応募要領３（１）の主な実施内容を含んでいること。

具体性・実現可能性・熟度、事業効果、継続性等が認められること。

⑥　＜その他＞

大阪府からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられていないこと。

（注）　　商店街等組織とは、それぞれ以下に該当するものをいう。

・商店街等を構成する団体のうち、商店街振興組合、事業協同組合等の法人格を有する商店街等組織

・商店街等を構成する団体のうち、法人化されていない任意の商店街等組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者

**３．選定にあたっての留意事項**

実施商店街の選定にあたっては、特定の団体に加入している商店街等組織に偏ることがないよう留意し、商業団体に加入していない商店街等組織も含めて選定すること。

**４．事業実施商店街に求める責務等**

（１）契約締結前に、事務局と実施内容の詳細を調整し承諾を得ること。

（２）商店街等組織の代表、役員及び組合員が、本事業の取組みに組織的かつ迅速に対応すること。

（３）商店街のホームページやイベントチラシ等に本事業のＰＲを掲載するなど、広報に協⼒すること。

（４）事業実施において、事務局の伴走支援を受け入れ、実施状況について事務局に随時報告し承諾を得ること。

　　事業内容が変更となる場合は事務局に事前に報告し承諾を得ること。

（５）事務局からの効果検証、アンケート調査、成果普及の取組みなどに協力すること。